

(8) 公共事業終了箇所評価（令和3年度に行った事業）

ア 実施状況

① 対象

○公共事業終了箇所評価件数

農林水産部所管事業	4件
建設部所管事業	2件
合 計	6件

○公共事業終了箇所評価の対象

県が実施した公共事業（農林水産部及び建設部が所管する国庫補助事業及び県単独事業）であって、総事業費が10億円以上で、かつ、事業が終了した日から2年を経過した日の属する年度が令和3年度である事業箇所を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業箇所を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業箇所
- 二 道路、河川等の施設の維持修繕に係る事業箇所

② 実施時期

事業所管課長の評価 令和3年10月

③ 評価に用いた観点及び評価基準

観点	評価項目		判定基準		配点	各観点の評価結果
ア 有効性	一 住民満足度等の状況	a	住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2点	A：有効性は高い （4点） B：有効性はある （1～3点） C：有効性は低い （0点）	
		b	住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度等が高くない	1点		
		c	住民満足度等を把握していない	0点		
	二 事業目標の達成状況	a	目標値に対する達成率が100%以上	2点		
		b	目標値に対する達成率が80%以上100%未満	1点		
		c	目標値に対する達成率が80%未満	0点		
イ 効率性	一 事業の経済性の妥当性	費用便益比	a	B/Cについて、国庫補助採択基準がある場合はそれ以上、その他の場合は1.0以上となっている	2点	A：効率性は高い （2点） B：効率性はある （1点） C：効率性は低い （0点）
			c	B/Cが1.0未満	0点	
		コスト削減の状況（費用便益比が算定できない場合）	a	当初と比較して最終コスト削減率が20%以上	2点	
			b	当初と比較して最終コスト削減率が20%未満	1点	
			c	当初と比較して最終コスト削減がなし	0点	

評価結果の判定基準

評価結果	判定基準
A：妥当性が高い	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合
B：概ね妥当である	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合
C：妥当性が低い	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合

イ 公共事業終了箇所評価結果の概要及び評価結果の反映状況

① 評価結果の概要

■農林水産部(4箇所)

No	課名	事業名	工区名	事業箇所	事業内容	総事業費 (百万円)	県の総合評価
1	農地整備課	経営体育成基盤整備事業	陣場岱	北秋田市	用排水施設 L=13,144m 農道工 L=3,392m	1,104	概ね妥当である
2			昭和豊川	潟上市	区画整理 A=104.5ha	1,991	妥当性が高い
3			平沢	秋田市	区画整理 A=108.9ha	2,417	妥当性が高い
4			三条川原	大仙市	区画整理 A=78.9ha	1,857	妥当性が高い

■建設部(2箇所)

No	課名	事業名	工区名	事業箇所	事業内容	総事業費 (百万円)	県の総合評価
1	都市計画課	地方街路交付金事業	都市計画道路 千秋広面線	秋田市	現道拡幅 L=540m	4,500	妥当性が高い
2	道路課	地方道路交付金事業 (改築)	(主)神岡南外東由利 線(下袋)	大仙市	バイパス L=3,200m	1,600	妥当性が高い

② 評価結果の事業への反映状況

各事業における反映状況については、各評価調書を参照。